

千曲市告示第10号

千曲市商店街街路灯電気料補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月6日

千曲市長 小川 修 一

## 千曲市商店街街路灯電気料補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市商店街街路灯電気料補助金交付要綱（平成15年千曲市告示第104号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「令和6年度」を「令和6年度及び令和7年度」に改め、同項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

様式第1号中「千曲市長 様」を「（宛先）千曲市長」に改める。

様式第2号中

「  
年 月 日付けで交付申請のありました、商店街電気料補助金  
の額を、 円と確定したので通知する。  
」を

「  
年 月 日付けで交付申請のありました、商店街電気料補助金  
の額を、 円と確定したので通知します。  
」に

改める。

様式第3号中「千曲市長 様」を「（宛先）千曲市長」に改める。

附 則

この告示は、令和8年3月1日から施行し、この告示による改正後の千曲市商店街街路灯電気料補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。